

## No.6 灰垣和美議員

おはようございます。総務消防委員会委員長報告を申し上げます。

平成23年3月4日 第1回高槻市議会定例会において本委員会に付託されました休会中の審査事件、議案6件について、3月9日午前10時から委員会を開き、審査しました。

これより、審査経過の概要及び結果の報告を申し上げます。

まず、議案第11号 附属機関に関する条例中一部改正については、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等中一部改正について、判例や市民感情を考えると、月額報酬についても、月の途中での就任、退任については日割り計算をすることには賛成だが、基本的に行政委員の報酬は日当制が望ましいと考えており、この議案には賛成できないとの意見があり、採決の結果、多数賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例中一部改正について申し上げます。

本市は、長期欠勤職員の代替要員や短期間の繁忙期に臨時的任用職員を雇用しているが、その賃金単価を、社会保険加入職員と未加入職員とで区分している。近隣他市では、本市のような区分を設けていない中、本市が区分を設けている理由をただしたところ、臨時的任用職員について、比較的短期で任用する社会保険未加入職員と、長期間任用する社会保険加入職員では、業務内容にも違いがあることから、給料差を設けている。加えて、社会保険加入が義務づけられた場合、当該保険料の個人負担が生じることから、給料差を設け、処理している側面もある、との答弁がありました。

このほか、人事院勧告に伴う給与改定の調整のみで、給料のわたり解消が行われていない今回の条例改正は賛成できない、との意見もあり、採決の結果、多数賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 高槻市債権の管理に関する条例制定について申し上げます。

まず、この条例制定の目的と趣旨、条例が制定されたことによって、滞納者への対応はどのように変わるのか。また、公平性の確保の観点から延滞金の適用を設けているが、生活困窮者などへの対応はどう考えているのか、とただしたところ、この条例は、地方税法や地方自治法などの関係法令に定めのない事項について規定する補完的な条例であり、条例ができたことによって、新たに徴収方法が変わるというものではない。しかし、その手続事務において、各所管課での取り組みに差異が見られることから、この条例、マニュアルを通して、統一的な対応に努め、より適正な管理を図りたいと考えている。生活困窮者に対しては、納付相談等を通して債権の分割納付や徴収停止を行うことで、延滞金の算定

期間としないこと、また、災害等の罹災者や生活保護を受けている場合などは延滞金の減免制度を定めており、債務者それぞれの状況により適切に対応していきたい。また、債権管理の一元化を行うことで、多重債務者に対しては生活状況の改善にもつながる情報を提供することができると考えている、との答弁がありました。

次に、資力がありながら納付されない徴収困難者に対しては、強制執行の措置を図ることができるのか、支払い能力の有無は何をもって判断するのか、とただしたところ、税の滞納処分の例により強制執行できる債権については、市税と同様に、市みずから差し押さえ処分をすることができるが、差し押さえには、差し押さえ禁止財産等の規定があり、滞納者の最低生活の保障、最低限度の生業の維持に相当する金額について、差し押さえを禁止している。なお、私法上の債権については、民法、商法などの民事手続が適用される。また、支払い能力の判断については、法令や社会通念を勘案して、それぞれの滞納者の状況に応じて判断することになるが、滞納処分をすることで、その生活を著しく窮迫させることがないように運用していく、との答弁がありました。

また、債権管理に関する業務は、これまでどおり債権を有する所管課が取り組むとすれば、新たに設置される債権管理課の業務はどのように考えているのか、とただしたところ、債権管理課の業務内容は、所管課における債権管理に係る知識やノウハウの向上を図るため、債権管理事務の処理マニュアルを作成し、所管課担当職員への研修を充実することで、統一的なガイドラインに基づき適正な債権管理業務を推進すること、及び、資力がありながら納付されない場合など、徴収困難事案を中心に所管課から移管を受け、その回収に取り組むことで、重複滞納者に対する効率的な対応などの効果が期待できると考えている。なお、当分の間、時効にかかるおそれのある債権や、金額の大きい債権などについて、重点的に回収に努める考えであるが、おおむね5年程度で、これまでの困難事案について解消できるように努力したい、との答弁がありました。

このほか、適正な債権管理業務は、人権や生活権を守るとともに、公平性の確保も重要である、との意見、条例を運用するときには、滞納者の意見を十分に聞き、特に生活困窮者や多重債務者に対しては、きめ細かい配慮をしてほしい、との要望、債権管理課には、広い行政知識と意欲のある職員の配置が重要である、との意見もありました。

本件については、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成23年度高槻市一般会計予算（所管分）について申し上げます。

総務費 総務管理費 企画費に関し、安満遺跡芝生公園整備について、基本協定の締結がおこなわれている理由についてただしたところ、安満遺跡の史跡追加指定の告示が当初予定よりおくれ、本年2月になったことや、史跡公園、防災公園、それぞれの公園の整備手法の違いにより、都市再生機構、京都大学と、移転にかかわる諸条件の整理の時間が制約されたことなどにより、今年度内の基本協定締結は困難になったものである。引き続き、3者で検討を重ね、来年度のできるだけ早い時期の締結を目指したい、との答弁がありました。

た。

これに対し、どのような公園が計画されているのか、なかなか明らかにされない状況は、これまで静かな住環境であった地域の住民にとって、大変不安である。早期に、地域住民の声を聞き、中間報告も早い段階で、議会や市民に示してほしい、との要望があり、採決の結果、多数賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成23年度高槻市財産区会計予算については、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上、報告を申し上げます。

平成23年3月16日

総務消防委員会委員長 灰 垣 和 美

以上でございます。